

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件
原告 柏村忠志 外20名
被告 茨城県知事 外1名

追加証拠申出書

2008（平成20）年5月9日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一
外

原告らの2007（平成19）年9月28日付証拠申出書において、下記のとおり、未定であった「ダムサイトの危険性」及び「地すべりの危険性」の証人について具体的に特定するとともに、さらに治水関係の証人1名を追加する。

記

第8 ダムサイトの危険性の証人

1 人証の表示

〒195-0053

東京都町田市能ヶ谷町1598-57

証人 坂 卷 幸 雄（呼出 主尋問120分）

2 証人の経歴等

【経歴】

1956年3月 東京大学理学部地質学科卒業

1956年4月 通商産業省工業技術院地質調査団入所

1983年～ 日本科学者会議調査団のメンバーとして日本海中部地震の被災地調査に参加。以後、各地の地震・津波・噴火・洪水・

地盤災害等の調査研究に従事

1993年3月 地質調査所を定年退職
1993年5月 技術士登録
現在 日本科学者会議災害問題研究委員会・委員

【著書】

「地学事典」(1970年、平凡社、共著)ほか

3 立証趣旨等

(1) 証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者である。

(2) 立証趣旨

証人に対する尋問を通じ、本件ダム計画予定地の地盤がダム基礎として適するとの国土交通省の評価は前提事実ないし評価方法が誤っており、ダムサイト地盤の危険性を過小評価したものであることから、本件ダム計画において建設が予定されているダムは構造上の安全性について保障がなく、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くことを立証する。

第9 地すべりの危険性の証人

1 人証の表示

〒611-0002

京都府宇治市木幡南山13番地の71

証人 奥西一夫(呼出 主尋問120分)

2 証人の経歴等

【経歴】

1957年3月 京都大学理学部地球物理学科卒業
1957年4月 京都大学大学院理学研究家修士課程入学
1958年3月 同中途退学
1958年4月 京都大学防災研究所助手
1975年5月 京都大学理学博士

1976年5月 京都大学防災研究所助教授

1990年2月 同教授

2002年3月 京都大学定年退職

同名誉教授

【著作】

- ・焼岳の土石流，地球，2-6，1980
- ・意見書（長野県富士見町切掛沢の土石流危険度），1993年9月，19p.
- ・六甲山地の森林と斜面崩壊の発生条件（特に兵庫県南部地震による斜面崩壊について）．森林被害に強い森林づくりのための基礎調査報告書（林野庁），1997，158-187p.
- ・国土問題研究会浅川調査団（分担執筆）：京急ゴルフ場建設に伴う災害問題に関する調査報告，1997，35p.
- ・国土問題研究会殿山ダム水害調査団（分担執筆）：日置川殿山ダム水害調査報告書—水害の実態ならびに芦田氏鑑定書批判—，1997，44p.
- ・国土問題研究会殿山ダム水害調査団（分担執筆）：ダムヘドロ災害，「国土問題」，第66号，2005，59p.
- ・国土問題研究会肱川水害・治水対策調査団（分担執筆）：愛媛県肱川の水害と治水対策に関する調査報告書，「国土問題」，第67号，2005，80p.
- ・国土問題研究会大滝ダム地すべり自主調査団（分担執筆）：大滝ダム地すべり災害の検証，「国土問題」，第68号，2006，128p.

【鑑定】

- ・昭和64年3月に発生した志賀県道大津信楽線崩落事故（死亡2名）について滋賀県警察本部より，道路管理者の刑事責任の有無に関する鑑定依頼を受け平成元年3月に鑑定報告書を提出。
- ・平成9年（ワ）9571号民事事件（土砂崩れの危険のある斜面の管理責任の所在に関する争い）について大阪地方裁判所より鑑定依頼を受け平成10年12月鑑定報告書を提出。
- ・平成12年（ワ）第272号損害賠償請求事件（隣接地の宅地造成工事に起因して既設の原告宅地に不等沈下被害が生じたとの訴え）について京都

地方裁判所より鑑定依頼を受け平成13年11月に鑑定書および鑑定報告書を提出。

・平成14年(ワ)第35号損害賠償請求事件(下水道工事に伴って隣接する原告宅地が不等沈下被害を生じたとの訴え)について水戸地方裁判所より依頼を受け平成16年9月に鑑定書および鑑定調査報告書を提出。

3 立証趣旨等

(1) 証人は、昭和37年から平成14年までの40年間、京都大学防災研究所で水文地形学及び災害地形学の研究に従事し、ダム湛水域の地すべりについては、国土問題研究会(任意団体)の調査団(調査員兼調査団長)として長野県浅川ダム計画及び奈良県大滝ダム計画についての調査研究を行った実績を有し、平成11年から12年にかけて開催された「浅川ダム地すべり等技術検討委員会」(長野県が設置)においては、審議・答申書作成に関わった。

(2) 証人に対する尋問を通じ、本件ダム計画においては、湛水地すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水地すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を欠くことを立証する。

第11 治水に関する証人

1 人証の表示

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

証人 早乙女 秀 男(呼出 主尋問90分)

2 証すべき事実

(1) 証人は、茨城県土木部河川課長の職にあり、茨城県の河川行政全般を担当する責任者である。

(2) 被告は、八ッ場ダム建設事業の治水に係る費用の負担金は、「河川法60条1項及び63条の規定に基づき負担しなければならず、その国庫への

納付《公金の支出》は国土交通大臣の納付の通知と歳入徴収官の納入の告知により、茨城県知事の所管する一般会計からなされる。茨城県知事《専決権者》は、県議会で議決された予算に基づいて同額を支払うものであり、この額を増減する裁量の余地はない。仮に茨城県知事《専決権者》が負担金を納付期限までに納付しなければ、河川法64条1項及び地方財政法19条に違反することになり、国税滞納処分の例によって滞納処分を受けることになる。」（被告準備書面(5)13～14頁）などと主張している。

しかしながら、国土交通大臣から河川法に基づく治水負担金の納付通知が来るのは、各都県が下記①～③のとおり、河川法第63条に基づく費用負担および八ッ場ダムของ治水の費用負担について同意の意見を述べているからであって、この費用負担は、国土交通大臣の一方的な判断で決められたものではない。そして、河川法第63条などに基づく「国が都県の意見を聞く」は協議と同じ意味と解されることは、国会の質疑でも明らかにされているところである（甲B35号証）。

そして、現に茨城県は、国に対して、以下のとおり意見を述べている。

- ① 利根川水系工事实施基本計画の改定時に費用負担率に同意〔1980（昭和55）年度〕（甲B36号証）

利根川水系工事实施基本計画の改定時に直轄河川改修費および利根川上流多目的ダム建設費用の負担率が変更され、そのときに茨城県知事が同意の意見を述べている（甲B36号証の2）。

- ② 八ッ場ダム基本計画変更時に、河川法に基づく費用負担に同意〔2003（平成15）年度〕（甲B37号証）

次に述べる八ッ場ダム基本計画の変更時にも、河川法に基づく費用負担率について照会を受け、茨城県知事が同意の意見を述べている（甲B37号証）。なお、これは、八ッ場ダムに流水の正常な機能の維持の目的が加わったことによって、費用負担率の変更が生じたことによるものである。

- ③ 八ッ場ダム基本計画の策定および変更への同意〔1985（平成7）年度、2003（平成15）年度〕

八ッ場ダム基本計画の策定時〔1985（平成7）年度〕および基本計画の変更時〔2003（平成15）年度〕に、茨城県は議会の議決を経て（治水分の費用負担も含めて）、同意の意見を述べている（特定多目的ダム法第4条4項）。

従って、茨城県においては、当然、本件八ッ場ダム建設により、「著しく利益を受ける」かどうかを検討判断したうえで、上記の各意見を述べているはずであり、その検討判断をした担当課が、土木部河川課である（甲8～甲11）。

しかし、被告は、茨城県内部の上記検討内容について、未だ全く明らかにしていない。

- (3) さらに、国土交通大臣が、八ッ場ダムに関する治水負担金を茨城県に負担させることができるのは、河川法63条1項に基づき、八ッ場ダム建設によって、茨城県が「著しく利益を受ける場合」に限られ、その費用負担額は、その「受益の限度」に限られる。

ところが、原告らが既に主張しているとおり、茨城県を含む流域各都県には、八ッ場ダムの建設による著しい治水上の利益がない。

従って、原告第11準備書面で主張したとおり、被告茨城県知事には、河川法63条に違反する大臣の納付命令に拘束されることはなく、むしろ、地方財政法25条3項に基づき、茨城県には何らの利益もない巨額の八ッ場ダム建設負担金の支払を拒否すべき義務がある。

この支払拒否権を行使しないままに、大臣の納付命令に応じて、漫然と支出決定を行うことは、地方財政法4条に違反する行為であり、従って、財務会計法規上の義務（地方自治法138条の2に規定する誠実執行義務）違反にあたる。

そこで、大臣からの納付命令に対して、茨城県が、これに応じて支出を決定した際に、茨城県内部において、当該納付命令が、河川法63条の要件を充足しているか否かについて、いかなる検討判断をしたのかが明らかにされなければならない。

- (4) 以上から、同証人をもって、負担金額が著しく増額することとなる計画

変更等に対する茨城県の意見や、大臣からの納付命令に対する茨城県の対応方針を決定する際の、茨城県内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって茨城県が著しい利益を受けることがないことについて立証する。

尋問事項 証人 8 坂巻 幸雄

- ① 身上・経歴
- ② 平成17年川原畑地区他地質調査報告書において地質岩体と岩級区分関係が合致しないのはなぜか。同報告書の岩級区分は適切か。
- ③ 甲D1号証で「擾乱帯」と記載されている区間は、地質学上どのように評価されるか。「断層破砕帯」とは評価されえないか。前記区間を「ダム基礎として強度が不足し、特に留意する必要がある箇所ではない」とする国交省の評価は科学的・合理的といえるか
- ④ 変質帯について
 - ア 本件ダムサイト岩盤に熱水変質帯が延びていないといえるか
 - イ 地盤の変質の進行にはどのような特徴があるか。本件ダムサイトにおいて、地盤の変質はどのように進行すると考えられるか
 - ウ 変質帯にダムを建設することは、安全上どのような問題があるか
- ⑤ 平成17年川原畑地区他地質調査報告書において新たに発見されたと記載されている擾乱帯は、ダムサイトの岩盤にどのような影響を与えるか
- ⑥ 透水性について
 - ア 本件ダム基礎岩盤において、河床標高と透水性との間にどのような関係が認められるか。河床標高以深は透水性が小さいという国交省の評価は科学性・合理性を有するか
 - イ 一般的に、地下水位と透水性の間に因果関係は認められるか。
- ⑦ ダムサイト下流左岸の河床に存する幅数メートルの破砕帯・横ずれ成分を示す鏡肌の大壁面を有する断層についての国交省の評価に科学性・合理性は認められるか
- ⑧ その他本件に関連する一切の事実

尋問事項 証人9 奥西 一夫

- ① 身上・経歴
- ② ダム湛水域における地すべりの発生は、どのような危険を生じさせるか
- ③ ダム湛水域における地すべり対策の必要性・内容を判断する上で、どのような作業が必要か
- ④ 地すべり危険斜面の抽出はどのような原則にのっとり行われるべきか
- ⑤ 本件ダム計画において、地すべり危険斜面は適切に認識されているか。問題があるとして、どのような問題があるか。
- ⑥ 本件ダム計画において、地すべり危険斜面の危険度は適切に評価されているか。問題があるとして、どのような問題があるか。
- ⑦ 以下の各類型の地すべりについて、本件ダム計画における地すべり対策は十分といえるか。
 - ア 再活動地すべり（古期大規模地すべりを含む）
 - イ 初生地すべり
- ⑧ 本件ダム計画における地すべり対策によって、湛水域周辺及び下流の住民の安全は確保されうるか。
- ⑨ その他本件に関連する一切の事実

尋問事項 証人 1 1 早乙女 秀男

- ① 身上・経歴
- ② 昭和 5 5 年度の利根川水系工事实施基本計画の改定時に茨城県内部でどのような検討を行ったか。
- ③ 平成 7 年度の八ッ場ダム基本計画の策定時に茨城県内部でどのような検討を行ったか。
- ④ 平成 1 5 年度の八ッ場ダム基本計画変更時に茨城県内部でどのような検討を行ったか。
- ⑤ 国土交通大臣からの納付命令に対して、茨城県がこれに応じて支出を決定した際に、茨城県内部において、当該納付命令が河川法 6 3 条の要件を充足しているか否かについて、どのような検討をしたか。
- ⑥ その他本件に関連する一切の事実